

平成27年2月議会 議案説明資料

1. 一般会計・特別会計補正予算案総括表 1 頁
2. 一般会計補正予算案（議案第1号） 3 頁
3. 伊都土地区画整理事業特別会計補正予算案（議案第8号） 13 頁
4. 香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算案（議案第9号） … 19 頁
5. 福岡都市計画事業伊都土地区画整理事業施行条例の一部を
改正する条例案（議案第17号） 25 頁
6. 福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に
関する条例の一部を改正する条例案（議案第18号） 27 頁
7. 平成26年度公営住宅（下山門住宅）新築工事請負契約の締結について
（議案第19号） 33 頁
8. 都市公園の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について
（野間大池公園）（議案第20号） 40 頁
9. 都市公園の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について
（別府北公園）（議案第21号） 42 頁

平成27年2月20日
住 宅 都 市 局

1. 一般会計・特別会計補正予算案総括表

会 計 名		補 正 前 の 額			
		金 額 (A)	財 源 内 訳		
			特 定	当該事業財源	一 般
一 般 会 計		30,775,949	23,280,296	—	7,495,653
特 別 会 計	伊 都 土 地 区 画 整 理 事 業	1,491,534	250,680	314,487	926,367
	香 椎 駅 周 辺 土 地 区 画 整 理 事 業	5,226,918	3,438,618	1	1,788,299
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	6,748	6,748	—	—
	小 計	6,725,200	3,696,046	314,488	2,714,666
合 計		37,501,149	26,976,342	314,488	10,210,319

(単位:千円)

今回補正額				合計			
金額 (B)	財源内訳			金額 (A+B)	財源内訳		
	特定	当該事業財源	一般		特定	当該事業財源	一般
△ 1,437,057	△ 499,873	—	△ 937,184	29,338,892	22,780,423	—	6,558,469
956,596	925,279	178,245	△ 146,928	2,448,130	1,175,959	492,732	779,439
△ 942,793	△ 865,816	—	△ 76,977	4,284,125	2,572,802	1	1,711,322
—	—	—	—	6,748	6,748	—	—
13,803	59,463	178,245	△ 223,905	6,739,003	3,755,509	492,733	2,490,761
△ 1,423,254	△ 440,410	178,245	△ 1,161,089	36,077,895	26,535,932	492,733	9,049,230

2. 一般会計補正予算案(議案第1号)

(歳入)

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額 (A)
6 ・ 7	(16) 国庫支出金	2. 国庫補助金	6. 土木費 国庫補助金	4,771,390
			7. 都市計画費 国庫補助金	1,635,845
			11. 経済対策費 国庫補助金	200,000
9	(18) 財産収入	1. 財産運用 収入	2. 利子及び 配当金	49,536
10 ・ 11	(20) 繰入金	7. 市営住宅 修繕基金 繰入金	1. 市営住宅 修繕基金 繰入金	569,315
		9. 市営住宅 基金繰 入金	1. 市営住宅 基金繰 入金	400,001
		10. みどりの 基金繰 入金	1. みどりの 基金繰 入金	77,799
12 ・ 13	(22) 諸収入	3. 保険料収入	1. 保険料収入	16,205
		13. 雑収入	10. 都市計画費 雑収入	360
14	(23) 市債	1. 市債	7. 土木債	3,495,000
			8. 都市計画債	2,261,000
その (本 補 正 他 外)				9,803,845
歳 入 合 計				23,280,296

(単位:千円)

今回補正額 (B)	計 (A+B)	説 明
△ 920,699	3,850,691	1. 住宅市街地総合整備事業補助金の減額 △ 185,400 2. 市営住宅建設費補助金の減額 △ 735,299
△ 71,141	1,564,704	1. 公園整備費補助金の減額 △ 33,641 2. 緑地保全費補助金の減額 △ 20,000 3. 緑化推進補助金の減額 △ 17,500
△ 76,092	123,908	がんばる地域交付金の減額
2,064	51,600	市営住宅修繕基金利子収入の追加
△ 449,480	119,835	市営住宅修繕基金受入金の減額
△ 400,001	—	市営住宅基金受入金の減額
△ 4,000	73,799	みどりの基金受入金の減額
△ 11	16,194	雇用保険料収入の減額
810,487	810,847	返還金の追加
76,000	3,571,000	市営住宅建設債の追加
533,000	2,794,000	公園緑地整備事業債の追加
—	9,803,845	
△ 499,873	22,780,423	

(歳出)

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額 (A)
38) 41	(8) 土 木 費	4. 住 宅 費	1. 住宅管理費	5,009,948
			2. 住宅整備費	9,422,272

(単位:千円)

今回補正額 (B)	計 (A+B)	説 明
2,064	5,012,012	1. 維持補修費 — (1) 市営住宅修繕費 — [関連歳入 (20) 繰入金 △ 100,000 市営住宅修繕基金受入金] 2. 市営住宅修繕基金積立金の追加 2,064 [関連歳入 (18) 財産収入 2,064 市営住宅修繕基金利子収入] 3. 市営住宅整備費 — [関連歳入 (20) 繰入金 △ 35,350 市営住宅修繕基金受入金]
△ 1,399,483	8,022,789	1. 市営住宅整備事業の減額 △ 320,952 ア. 公営住宅整備事業の減額 △ 306,507 イ. 改良住宅等整備事業の減額 △ 14,445 [関連歳入 (16) 国庫支出金 △ 225,525 市営住宅建設費補助金 (20) 繰入金 △ 400,001 市営住宅基金受入金 (22) 諸収入 △ 11 雇用保険料収入 (23) 市債 377,000 市営住宅建設債]

(歳出)

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額 (A)
40 ・ 41				
			3. 住 環 境 費 整 備 費	1,545,693
40 ↳ 43	(9) 都市計画費	1. 都 市 計 画 費 管 理 費	1. 都 市 計 画 費 総 務 費	1,618,892
		2. 都市開発費	2. 伊 都 土 地 区 画 整 理 費 事 業 費	926,367
			3. 香 椎 駅 周 辺 土 地 区 画 整 理 事 業 費	1,788,299

(単位:千円)

今回補正額 (B)	計 (A+B)	説 明
		2. 市営住宅ストック総合改善事業の減額 △ 1,078,531 [関連歳入 (16) 国庫支出金 △ 585,866 市営住宅建設費補助金 △ 509,774 がんばる地域交付金 △ 76,092 (20) 繰入金 △ 314,130 市営住宅修繕基金受入金 (23) 市債 △ 301,000 市営住宅建設債]
△ 370,800	1,174,893	住宅市街地総合整備事業の減額 (1)住宅市街地総合整備事業(香椎・臨海東) [関連歳入 (16) 国庫支出金 △ 185,400 住宅市街地総合整備事業補助金]
△ 37,951	1,580,941	都市交通計画等経費の減額 ア. 公共交通総合対策経費
△ 146,928	779,439	伊都土地区画整理事業特別会計への繰出金の減額 [関連歳入 (22) 諸収入 810,487 返還金]
△ 76,977	1,711,322	香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計への繰出金の減額

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額 (A)
42 5 45		4. 公園費	2. 公園整備費	4,577,312
その補正の他(本補正)				5,887,166
歳出合計				30,775,949

(単位:千円)

今回補正額 (B)	計 (A+B)	説 明												
593,018	5,170,330	1. 都市公園事業の追加 688,018												
		ア 大規模公園整備事業 1,269,610												
		イ 身近な公園整備事業 △ 60,000												
		ウ 公園再整備事業 △ 378,400												
		エ その他公園事業 △ 160,692												
		オ 海の中道海浜公園事業 17,500												
		<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">関連歳入</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">(16) 国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">△ 33,641</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">公園整備費補助金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">(23) 市債</td> <td style="text-align: right;">584,000</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">公園緑地整備事業債</td> <td></td> </tr> </table>	関連歳入		(16) 国庫支出金	△ 33,641	公園整備費補助金		(23) 市債	584,000	公園緑地整備事業債			
		関連歳入												
		(16) 国庫支出金	△ 33,641											
		公園整備費補助金												
(23) 市債	584,000													
公園緑地整備事業債														
2. 緑地保全事業の減額 △ 60,000														
ア. 緑地保全事業														
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">関連歳入</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">(16) 国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">△ 20,000</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">緑地保全費補助金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">(20) 繰入金</td> <td style="text-align: right;">△ 4,000</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">みどりの基金受入金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">(23) 市債</td> <td style="text-align: right;">△ 36,000</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">公園緑地整備事業債</td> <td></td> </tr> </table>	関連歳入		(16) 国庫支出金	△ 20,000	緑地保全費補助金		(20) 繰入金	△ 4,000	みどりの基金受入金		(23) 市債	△ 36,000	公園緑地整備事業債	
関連歳入														
(16) 国庫支出金	△ 20,000													
緑地保全費補助金														
(20) 繰入金	△ 4,000													
みどりの基金受入金														
(23) 市債	△ 36,000													
公園緑地整備事業債														
3. 緑化推進事業の減額 △ 35,000														
ア. 緑化推進事業														
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">関連歳入</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">(16) 国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">△ 17,500</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">緑化推進費補助金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">(23) 市債</td> <td style="text-align: right;">△ 15,000</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">公園緑地整備事業債</td> <td></td> </tr> </table>	関連歳入		(16) 国庫支出金	△ 17,500	緑化推進費補助金		(23) 市債	△ 15,000	公園緑地整備事業債					
関連歳入														
(16) 国庫支出金	△ 17,500													
緑化推進費補助金														
(23) 市債	△ 15,000													
公園緑地整備事業債														
—	5,887,166													
△ 1,437,057	29,338,892													

(繰越明許費)

予算案 説明書 ページ	款・項	目	事業名	関係予算額			
160) 163	(8) 土木費	1. 住宅管理費	借上公営住宅供給事業 (管理費(民間分))	112,347			
		4. 住宅費	2. 住宅整備費	公営住宅整備事業	2,056,640		
	改良住宅等整備事業			1,041,589			
	市営住宅ストック 総合改善事業		4,609,918				
	3. 住環境費		住宅市街地 総合整備事業	813,211			
		都心居住事業	17,174				
	(9) 都市計画費	1. 都市計画費	公 共 交 通 バ リ ア フ リ ー 促 進 事 業	86,891			
	4. 公園費				2. 公園整備費	公園整備事業	5,170,330
					3. 動植物園費	動植物園再生事業	179,245

(単位：千円)

繰越額	繰越事由
2,691	関係者との協議に日時を要し、年度内に完了しないため。
879	関係者との協議に日時を要し、年度内に完了しないため。
15,049	関係者との協議に日時を要し、年度内に完了しないため。
278,916	関係者との協議に日時を要し、年度内に完了しないため。
18,548	関係者との協議に日時を要し、年度内に完了しないため。
9,000	関係者との協議に日時を要し、年度内に完了しないため。
33,666	関係者との協議に日時を要し、年度内に完了しないため。
1,409,400	国庫補助の内示及び工期の都合により、年度内に完了しないため。
31,000	関係者との協議に日時を要し、年度内に完了しないため。

3. 伊都土地区画整理事業特別会計補正予算案(議案第8号)

(歳入)

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額 (A)
100	(3) 財産収入	1. 財産運用 収入	1. 利子及び 配当金	46,440
		2. 財産売却 収入	1. 不動産 売却収入	314,485
101	(4) 繰入金	1. 一般会計 繰入金	1. 一般会計 繰入金	926,367
	(6) 諸収入	2. 雑収入	1. 雑収入	1
	(8) 清算徴収金	1. 清算徴収金	1. 清算徴収金	—
その (本 補 の 正 他 外)				204,241
歳 入 合 計				1,491,534

(単位:千円)

今回補正額 (B)	計 (A+B)	説 明
△ 3,442	42,998	伊都土地区画整理事業基金利子収入の減額
988,732	1,303,217	保留地売払収入の追加 178,245 土地建物売払収入の追加 810,487
△ 146,928	779,439	一般会計からの繰入金の減額
68	69	違約金及び延納利息の追加
118,166	118,166	清算徴収金の追加
—	204,241	
956,596	2,448,130	

(歳出)

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額 (A)
102 ・ 103	(1) 事業費	1. 事業費	1. 事業費	704,071
			2. 伊都土地区画 整理事業基金 積立金	46,440
103	(2) 公債費	1. 公債費	2. 利子	181,935
			3. 公債諸費	6,891
	(4) 清算交付金	1. 清算交付金	1. 清算交付金	—
その補正(本補正)以外の				552,197
歳出合計				1,491,534

(単位:千円)

今回補正額 (B)	計 (A+B)	説 明															
810,487	1,514,558	<p>単独事業の追加</p> <p>(1)単独事業の追加</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">[関連歳入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 財産収入</td> <td></td> <td>810,487</td> </tr> <tr> <td>土地建物売払収入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) 諸収入</td> <td></td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>違約金及び延納利息</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	[関連歳入			(3) 財産収入		810,487	土地建物売払収入			(6) 諸収入		68	違約金及び延納利息		
[関連歳入																	
(3) 財産収入		810,487															
土地建物売払収入																	
(6) 諸収入		68															
違約金及び延納利息																	
184,348	230,788	<p>伊都土地区画整理事業基金積立金の追加</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">[関連歳入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 財産収入</td> <td></td> <td>△ 3,442</td> </tr> <tr> <td>伊都土地区画整理事業基金利子収入</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	[関連歳入			(3) 財産収入		△ 3,442	伊都土地区画整理事業基金利子収入								
[関連歳入																	
(3) 財産収入		△ 3,442															
伊都土地区画整理事業基金利子収入																	
△ 31,348	150,587	長期債利子の減額															
△ 6,891	—	市債の借入れ及び償還に要する手数料の減額															
—	—	<p>清算交付金</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">[関連歳入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) 清算徴収金</td> <td></td> <td>118,166</td> </tr> <tr> <td>清算徴収金</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	[関連歳入			(8) 清算徴収金		118,166	清算徴収金								
[関連歳入																	
(8) 清算徴収金		118,166															
清算徴収金																	
—	552,197																
956,596	2,448,130																

(繰越明許費)

予算案 説明書 ページ	款・項	目	事業名	関係予算額
164 ・ 165	(1) 事業費 1. 事業費	1. 事業費	土地区画整理事業	1,514,558

(単位：千円)

繰越額	繰越事由
97,000	関係者との協議に日時を要し、年度内に完了しないため。

4. 香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算案(議案第9号)

(歳入)

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額 (A)
106	(2) 国庫支出金	1. 国庫補助金	1. 土地区画 整理費金 国庫補助金	1,794,150
	(4) 繰入金	1. 一般会計 繰入金	1. 一般会計 繰入金	1,788,299
	(7) 市債	1. 市債	1. 都市計画債	1,591,000
その (本 補 の 正 他 外)				53,469
歳 入 合 計				5,226,918

(単位:千円)

今回補正額 (B)	計 (A+B)	説 明
△ 475,816	1,318,334	区画整理事業費補助金の減額
△ 76,977	1,711,322	一般会計からの繰入金の減額
△ 390,000	1,201,000	土地区画整理事業債の減額
—	53,469	
△ 942,793	4,284,125	

(歳出)

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額 (A)
108 ・ 109	(1) 事業費	1. 事業費	1. 事業費	4,561,597
	(2) 公債費	1. 公債費	2. 利子	141,479
		1. 公債費	3. 公債諸費	10,616
その (本 補 の 正 他 外)				513,226
歳 出 合 計				5,226,918

(単位:千円)

今回補正額 (B)	計 (A+B)	説 明
△ 908,666	3,652,931	公共事業の減額 △ 908,666 (1)地域活力基盤創造交付金事業 △ 429,656 (2)まちづくり交付金事業 △ 479,010 [関連歳入 (2) 国庫支出金 △ 475,816 区画整理事業費補助金 (7) 市債 △ 390,000 土地区画整理事業債]
△ 23,511	117,968	長期債利子の減額
△ 10,616	—	市債の借入れ及び償還に要する手数料の減額
—	513,226	
△ 942,793	4,284,125	

(繰越明許費)

予算案 説明書 ページ	款・項	目	事業名	関係予算額
164 ・ 165	(1) 事業費 1. 事業費	1. 事業費	土地区画整理事業	3,652,931

(単位：千円)

繰越額	繰越事由
2,008,675	関係者との協議に日時を要し、年度内に完了しないため。

5. 福岡都市計画事業伊都土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例案 (議案第17号)

1 理由

伊都土地区画整理事業の換地処分の際し、施行地区に含まれる地域の名称を改めるとともに、事務所の移転に伴いその所在地を改める必要があるため、福岡都市計画事業伊都土地区画整理事業施行条例の一部を改正するもの。

2 内容

(1) 条例第3条の施行地区に含まれる地域の名称について、換地処分に伴い、登記簿記載の土地の表示が新町名へ変更となるため、これに合わせて地域の名称を新町名に改めるもの。

(2) 条例第5条の事務所の所在地について、伊都区画整理事務所は、平成27年度中に、現地事務所を閉鎖し、本庁舎に移転することとなるため、所在地を本庁所在地に改めるもの。

3 施行期日

この条例中第3条の改正規定は公布の日から、第5条の改正規定は規則で定める日から施行する。

福岡都市計画事業伊都土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

福岡都市計画事業伊都土地区画整理事業施行条例（平成9年福岡市条例第35号）

旧	新
<p>(施行地区に含まれる地域の名称)</p> <p>第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。</p> <p><u>福岡市西区周船寺三丁目，大字周船寺，大字徳永，大字女原，今宿町，横浜一丁目，今宿三丁目，今宿一丁目及び今宿東一丁目の各一部</u></p> <p>(事務所の所在地)</p> <p>第5条 事業の事務所の所在地は，福岡市<u>西区今宿一丁目1番28号</u>とする。</p>	<p>(施行地区に含まれる地域の名称)</p> <p>第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。</p> <p><u>福岡市西区今宿東一丁目及び今宿三丁目の各一部，今宿西一丁目，横浜三丁目の一部，女原北，西都一丁目，西都二丁目，徳永北，北原一丁目並びに周船寺三丁目の一部</u></p> <p>(事務所の所在地)</p> <p>第5条 事業の事務所の所在地は，福岡市<u>中央区天神一丁目8番1号</u>とする。</p>

6. 福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案（議案第18号）

1 理由

アイランドシティセンター北地区地区計画の区域における適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正するもの。

2 概要

平成27年1月5日に都市計画決定告示したアイランドシティセンター北地区地区計画においては、都市計画法の規定に基づく地区整備計画として、建築物に対する制限（建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度等）を定めている。

この制限をより確実なものとするため、建築基準法第68条の2第1項に基づく条例による制限として、福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正し、建築物に対する制限に関し必要な事項を定める。

- (1) 別表第1に、本条例が適用される区域を追加する。
- (2) 別表第2に、当該区域内の建築物に対する制限を設ける。

なお、当該地区計画については、平成26年9月11日、第4委員会に報告の後、平成26年11月21日都市計画審議会に諮問し、了承する旨の答申を受けている。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

〈 新旧対照表 〉

別表第1 (抄)

(旧)

名称	区域
アイランドシティセンター地区地区整備計画区域	福岡都市計画地区計画アイランドシティセンター地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
アイランドシティ照葉住宅地区地区整備計画区域	福岡都市計画地区計画アイランドシティ照葉住宅地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
(略)	

別表第1 (抄)

(新)

名称	区域
アイランドシティセンター地区地区整備計画区域	福岡都市計画地区計画アイランドシティセンター地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
追加 アイランドシティセンター北地区地区整備計画区域	福岡都市計画地区計画アイランドシティセンター北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
アイランドシティ照葉住宅地区地区整備計画区域	福岡都市計画地区計画アイランドシティ照葉住宅地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
(略)	

〈 新旧対照表 〉

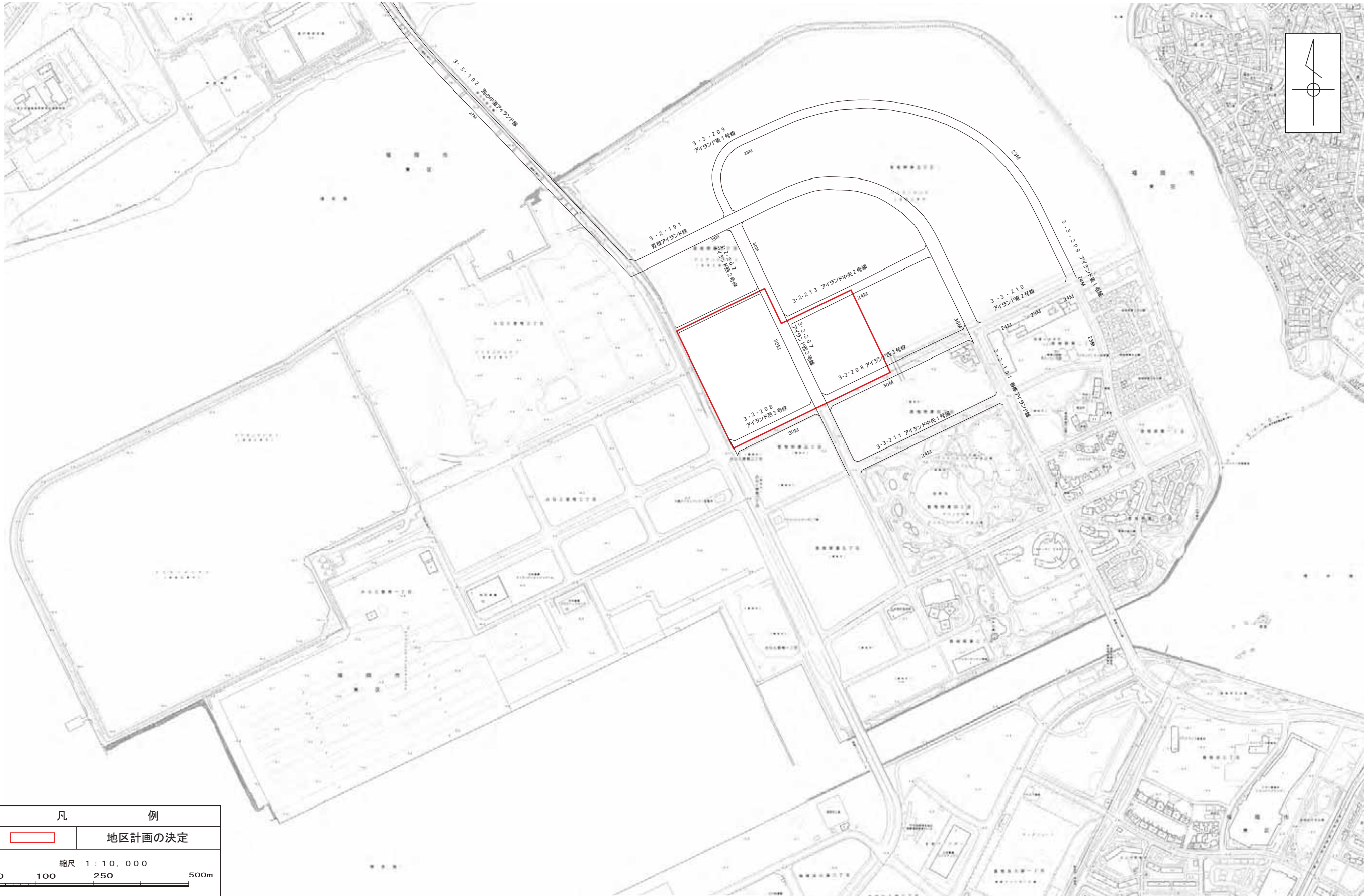
別表第2 (抄) 旧

計画地区	ア		(略)	オ	(略)	キ			(略)
	建築してはならない建築物			建築物の敷地面積の最低限度		外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度			
						(ア)	(イ)	(ウ)	
				平方メートル				メートル	
アイランドシティセンター地区地区整備計画区域	(従前と内容の変更がないため省略)								
アイランドシティ照葉住宅地区地区整備計画区域	(従前と内容の変更がないため省略)								
(略)									

別表第2 (抄) 新

計画地区	ア		(略)	オ	(略)	キ			(略)
	建築してはならない建築物			建築物の敷地面積の最低限度		外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度			
						(ア)	(イ)	(ウ)	
				平方メートル				メートル	
アイランドシティセンター地区地区整備計画区域	(従前と内容の変更がないため省略)								
追加 アイランドシティセンター北地区地区整備計画区域	(1) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場及び勝舟投票券発売所 (2) 風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業に供する建築物 (3) 倉庫業を営む倉庫 (4) 法別表第2 (と) 項第2号及び第3号に掲げる工場 (5) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物 (建築物に附属するものを除く。)			1000 (公民館, 集会所その他これらに類する建築物で区内住民の社会教育活動又は自治活動の用に供する建築物の敷地を除く。)		建築物の外壁又はこれに代わる柱	(1) 区画道路の一部並びに福岡都市計画道路アイランド西2号線, 福岡都市計画道路アイランド西3号線, 福岡都市計画道路アイランド中央2号線及び隣地 (都市計画の計画図において3メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。) との敷地境界線		3
							(2) 区画道路の一部及び隣地 (都市計画の計画図において2メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。) との敷地境界線		2
アイランドシティ照葉住宅地区地区整備計画区域	(従前と内容の変更がないため省略)								
(略)									

福岡都市計画 アイランドシティセンター北地区地区計画 位置図 S=1:10,000



福岡都市計画地区計画の決定（福岡市決定）

都市計画アイランドシティセンター北地区地区計画を次のように決定する。

名称	アイランドシティセンター北地区地区計画	
位置	福岡市東区香椎照葉六丁目の一部	
面積	約 13.6ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、本市の都心から北東約8kmに位置し、都市の成長を推進する活力創造拠点として整備が進められているアイランドシティまちづくりエリアのセンター地区に位置しており、広域から人が集まる「賑わいとふれあいの場」を形成する商業・業務機能など多様な都市機能の重点的な誘導を図り、まちづくりエリアにおける中核拠点の形成を目指す地区である。</p> <p>当地区においては、本市における新たなスポーツ拠点として拠点体育館を整備することとしており、周辺の環境に配慮したスポーツ・レクリエーション機能や健全な商業・業務機能など、多様な都市機能の誘導を図るとともに、緑豊かなオープンスペースの確保やゆとりある街並みの形成を図り、良好な市街地環境の形成・保全を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>まちづくりエリアの中核拠点として、広域から人が集まる「賑わいとふれあいの場」を形成する商業・業務機能や、新たな時代に求められる教育・科学・文化・芸術機能、スポーツ・レクリエーション機能などの誘導を図るとともに、グリーンベルトなどの周辺の環境と調和した緑豊かで良好な市街地環境の形成・保全を図る。</p> <p>また、円滑な交通環境を形成するため、敷地内に適切な駐車機能を確保する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>まちづくりエリアの中核拠点にふさわしい、健全で良好な市街地の形成を図るため、建築物等の用途の制限を定める。</p> <p>グリーンベルトなどの緑豊かな環境と調和したゆとりある良好な街並みの形成を図るため、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を定める。</p> <p>緑豊かで良好な市街地環境の形成を図るため、緑化率の最低限度を定め、敷地内の緑化を推進する。</p>
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	<p>都市計画道路アイランド西2号線とアイランド西3号線が交わる交差点においてまちかど広場を設けるとともに敷地内において、公共空間につながる歩行者空間やオープンスペースを確保するなど、敷地と公共空間の連続性や敷地相互の一体感の創出に努める。</p> <p>また、敷地内の緑化に努め、地区内外の緑の連続性に配慮する。</p>

地区整備計画	面積	約 13.6ha
	建築物等の用途の制限	<p>建築してはならない建築物は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、勝舟投票券発売所 2. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項に掲げる用途に供する建築物 3. 倉庫業を営む倉庫 4. 建築基準法別表第二(と)項第二号及び第三号に掲げる工場 5. 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。）
	建築物の敷地面積の最低限度	<p>1,000㎡</p> <p>ただし、次の各号の一に該当する建築物の敷地については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公民館、集会所その他これらに類する建築物で、地区内住民の社会教育活動又は自治活動の用に供するために設けるもの (2) 巡査派出所、公衆便所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの
	壁面の位置の制限	<p>計画図に示す位置において、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離の最低限度は、3m又は2mとする。</p>
	建築物等の形態又は意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1. 計画図に示す位置において、壁面の位置の制限が定められた部分については、原則として緑化し、周辺の道路空間やグリーンベルトなどと一体となつたうろおいのある空間の形成に努める。 2. 建築物の屋根及び外壁又はこれに代わる柱の形態・意匠及び色彩は、周辺の環境に調和したものとする。 3. 高架水槽等の屋外設置物及び工作物は、修景する若しくは露出面積を少なくするなど都市景観に配慮するものとする。 4. 屋外広告物は、過大とならず周囲の環境と調和するよう色彩、大きさ及び設置場所に留意し、景観を損なわないものとする。
垣又はさくの構造の制限	<p>道路及び公園などの公共空間に面して設ける垣又はさくの構造は、生垣、若しくはフェンス、鉄さく等透視可能なものにあわせて植栽を施したものとする。</p> <p>ただし、門柱及び意匠上これに附属する部分等については、この限りでない。</p>	
緑化率の最低限度	10分の2	

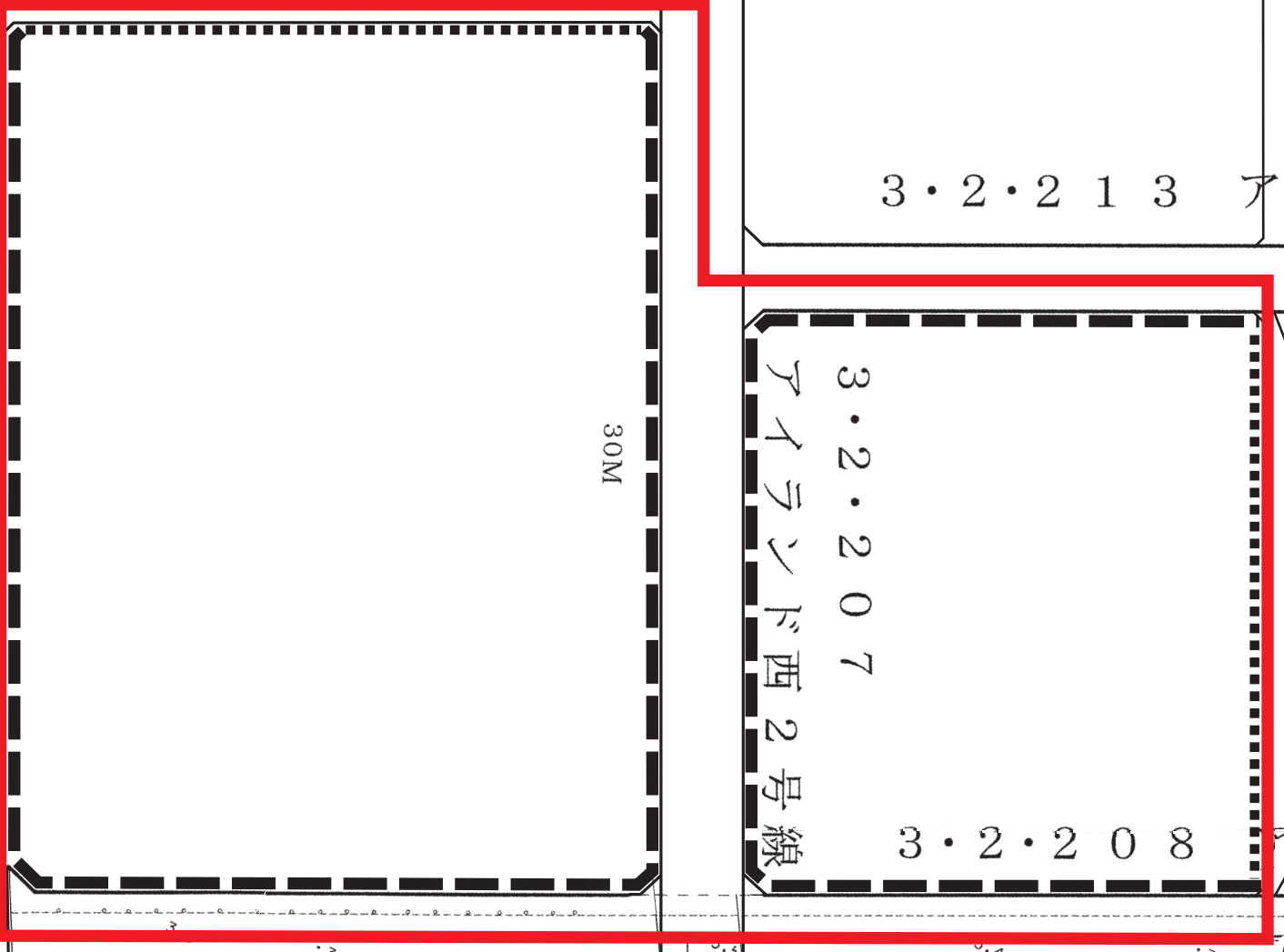
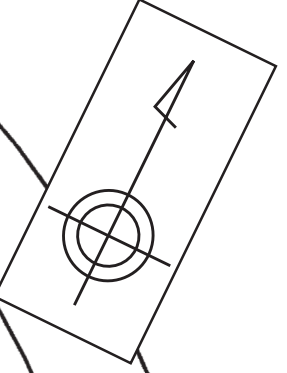
「地区計画及び地区整備計画の区域、壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由

当地区の良好な市街地環境の形成・保全を図るため、本案のとおり決定するものである。

: 条例化する部分

福岡都市計画 アイランドシティセンター北地区地区計画 計画図 S=1:2,500



境界説明表	
区分	説明
①-②	見通し界(③-②延長)
②-③	地番界
③-④	見通し界(②-③延長)
④-⑤	道路中心
⑤-⑥	見通し界(⑦-⑥延長)
⑥-⑦	地番界
⑦-①	道路中心

凡例	
	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	3m 壁面の位置の制限
	2m 壁面の位置の制限

7. 平成26年度公営住宅(下山門住宅)新築工事請負契約の締結について

(議案第19号)

工 事 件 名	平成26年度公営住宅(下山門住宅)新築工事							
工 事 概 要	○公営住宅の建替			摘 要 (別途工事は下記のとおり)				
	2DK-1	28戸 (高齢者仕様)	} 総住戸98戸 1棟	・電気工事				
	2DK-2	28戸		・管工事				
	3DK	28戸		・ガス工事				
	4DK	14戸		・浴槽・風呂釜工事				
	構 造 鉄筋コンクリート造			・エレベーター工事				
	階 数 14 階建			・木製建具工事				
	敷地面積 3,407.69 ㎡			・襖工事				
	建築面積 518.18 ㎡			・畳工事				
	延 面 積 6,086.88 ㎡			・植栽工事				
工 事 場 所	福岡市西区下山門団地							
工 事 期 間	議決の翌日から730日間							
入 札 方 法	総合評価方式による制限付一般競争入札							
開 札 年 月 日	平成27年1月23日							
落 札 業 者	オークス・末永建設工事共同企業体 代表者:福岡市博多区山王2丁目1番16号 株式会社オークス建設							
契 約 価 額	912,600,000円 (うち消費税及び地方消費税額 67,600,000円)							
予 定 価 格	995,781,600円 (うち消費税及び地方消費税額 73,761,600円)							
最低制限価格	896,203,440円 (うち消費税及び地方消費税額 66,385,440円)							
入 札 等 経 緯 及 び 結 果	入 札 参 加 業 者			技術評価点(A)	入札金額(B)	評価値	備 考	
	区 分	業 者 名		標準点+加算点	(単位:円)	(A)/(B)×α		
	1	地場	オークス・末永建設工事共同企業体	137.433	845,000,000	16.2642		
	2	地場	岩崎・柿原建設工事共同企業体	132.350	829,818,000	15.9492		
	3	地場	北洋・サンコー建設工事共同企業体	129.250	829,818,000	15.5757		
	4	地場	大高・松本建設工事共同企業体	129.350	868,000,000	14.9020		
	5	地場	内藤・日建建設工事共同企業体	132.117	889,000,000	14.8613		
総合評価 方式	6	地場	今林・未来図建設工事共同企業体	127.333	870,000,000	14.6359		
	※評価値の計算式中のαは、「100,000,000」としている。							
備 考	・住戸専用面積							
	2DK-1	41.86 ㎡	2DK-2	48.78㎡	3DK	59.16㎡	4DK	70.91㎡
	和室	約 6.1 帖	和室	約 6.2 帖	和室	約 6.3 帖	和室	約 6.0 帖
	洋室	約 4.8 帖	洋室	約 5.7 帖	洋室(1)	約 5.3 帖	洋室(1)	約 7.2 帖
	DK	約 7.8 帖	DK	約 8.0 帖	洋室(2)	約 4.8 帖	洋室(2)	約 5.4 帖
					DK	約 9.2 帖	洋室(3)	約 5.6 帖
							DK	約 9.0 帖

技術評価項目の内容

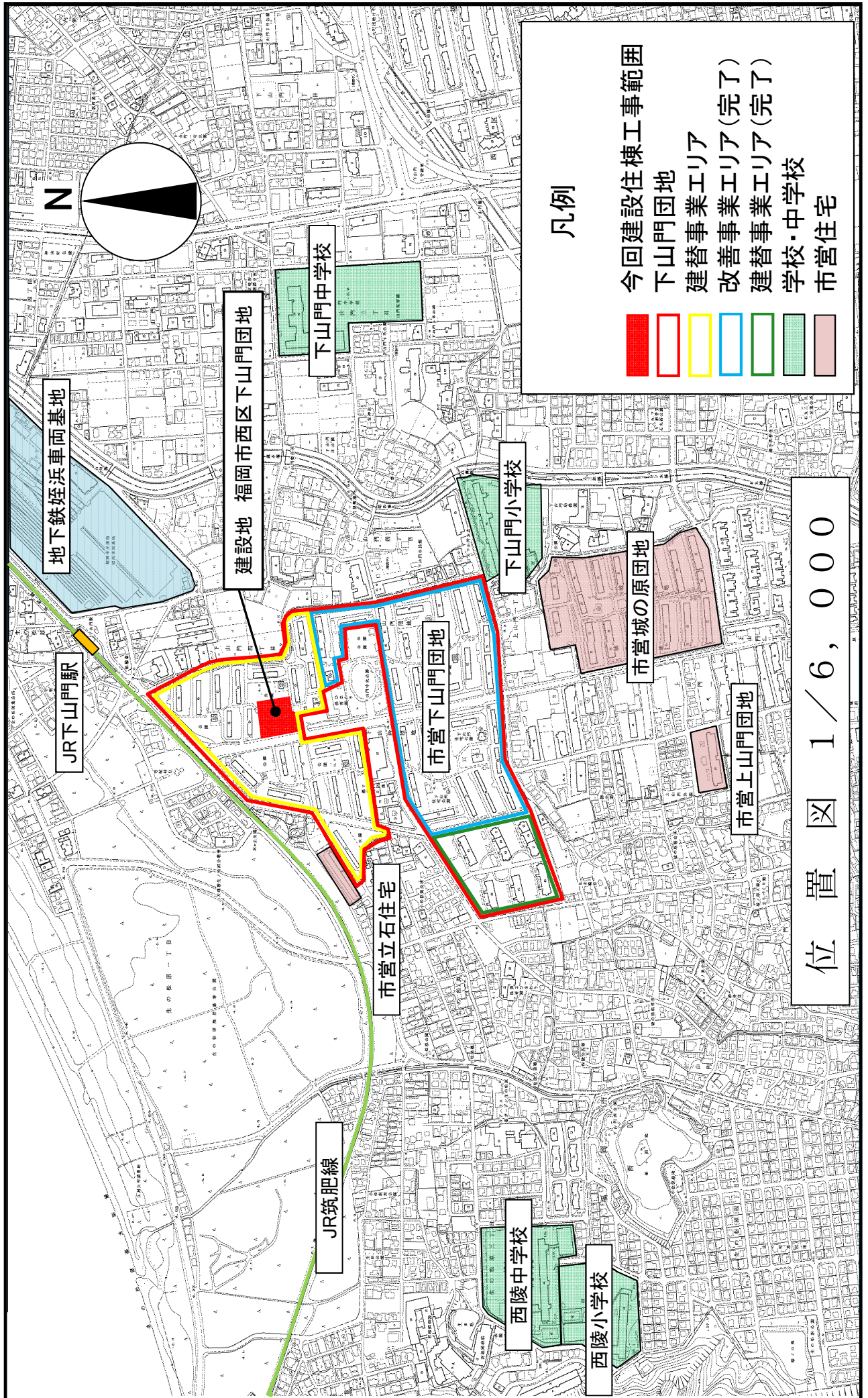
工事件名： 平成26年度公営住宅(下山門住宅)新築工事

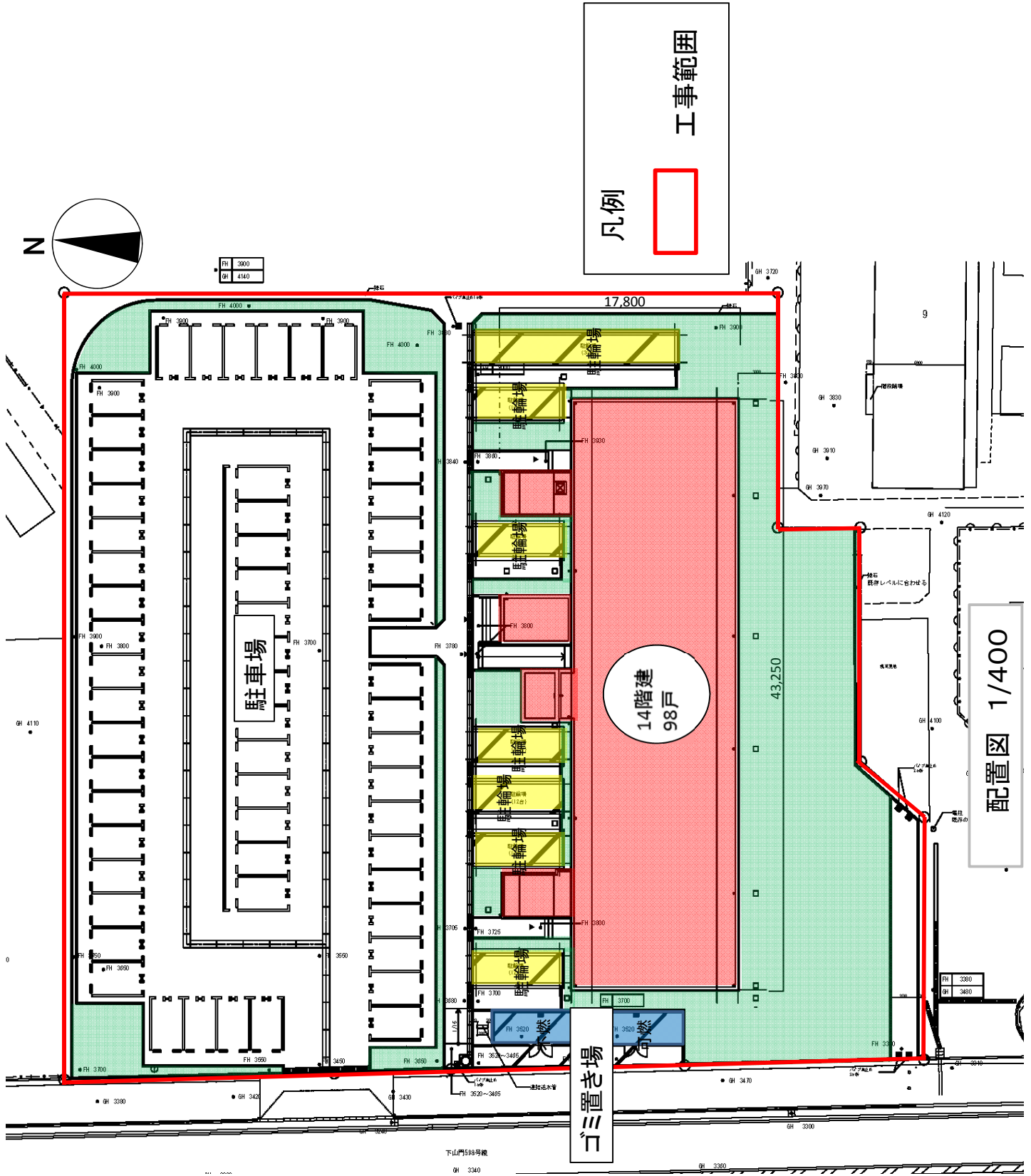
評価分類		評価項目	着目点等
提案項目	技術提案	項目1 コンクリートの品質確保について	本工事は、鉄筋コンクリート造14階建の高層建築物であり、建物の耐久性が求められる。したがって、ひび割れ防止対策などコンクリートの品質確保について、より具体的で有効な提案を求める。
		項目2 近隣住民等に対する交通安全への配慮について	本工事場所は、保育園や既存の市営住宅等に近接しており、朝夕の交通量も多いため、歩行者に対する交通安全への配慮について、より具体的で有効な提案を求める。
		項目3 労働者の災害防止について	本工事は、14階建の高層建築物の新築工事であり、高所作業を伴うため労働者の災害防止について、具体的で有効な提案を求める。
企業評価項目	企業の施工能力	工事成績の実績	平成16年4月1日から平成26年11月19日までの間に竣工し、本市の「工事成績評定通知書」を受領した工事において、工事成績評定の良い者を優位に評価する。
		工事成績優良業者の表彰実績	平成24年11月20日から平成26年11月19日までの間に福岡市より工事成績優良業者として表彰を行う旨通知された工事において、「福岡市工事成績優良業者」として表彰対象となった者を評価する。
		同種工事の施工実績	地上3階建以上のRC造又はSRC造の新築工事又は増築工事、改築工事の施工実績で、かつCORINSに登録している工事(JV工事構成員の実績も含む)の施工実績のある者を優位に評価する。 対象期間は、竣工が平成16年4月1日から平成26年11月19日までの間。
		建設業労働災害防止協会加入状況	建設業労働災害防止協会加入者を優位に評価する。対象期間は、平成26年4月1日から平成26年11月19日までの間。
	技術者の能力	資格の保有状況	配置予定技術者の該当資格の保有期間の長い者を優位に評価する。
		同種工事の施工経験	地上3階建以上のRC造又はSRC造の新築工事又は増築工事、改築工事の施工実績で、かつCORINSに登録している工事(JV工事構成員の実績も含む)の施工実績のある者を優位に評価する。 対象期間は、竣工が平成16年4月1日から平成26年11月19日までの間。
	社会貢献・地域貢献	社会貢献・政策貢献	福岡市より、「障がい者雇用企業」、「環境配慮型事業所」、「次世代育成・男女共同参画支援企業」のいずれかの要件で「社会貢献優良企業」として認定されている者を優位に評価する。
		本店所在地	本店が福岡市内に所在し、また本市競争入札有資格者名簿に登録された期間が長い者を優位に評価する。

福岡市総合評価方式対象工事 技術評価項目毎評価点一覧

工事名称：平成26年度公営住宅(下山門住宅)新築工事

(評価型式)	技術評価項目毎の評価点(加算点内訳)										加算点 合計 (a)	標準点 (b)	技術 評価点 (a+b)			
	提案項目					企業評価項目										
	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	企業の 施工能力	技術者の 能力	社会貢献・ 地域貢献	企業評価 項目計							
標準型(I型)																
入札参加者名	10.0	10.0	10.0	10.0	30.0	7.0	2.0	2.5	11.5	41.5	100.0	141.5				
配点→																
オークス・未永建設工事共同企業体	10.000	10.000	10.000	10.000	30.000	3.933	2.000	1.500	7.433	37.433	100.0	137.433				
岩崎・柿原建設工事共同企業体	7.000	8.250	8.250	8.250	23.500	4.850	2.000	2.000	8.850	32.350	100.0	132.350				
北洋・サンコー建設工事共同企業体	7.500	7.250	7.000	7.000	21.750	4.000	2.000	1.500	7.500	29.250	100.0	129.250				
大高・松本建設工事共同企業体	6.750	6.000	6.750	6.750	19.500	6.100	2.000	1.750	9.850	29.350	100.0	129.350				
内藤・日建建設工事共同企業体	7.500	8.000	6.750	6.750	22.250	5.867	2.000	2.000	9.867	32.117	100.0	132.117				
今林・未来図建設工事共同企業体	5.750	4.500	8.000	8.000	18.250	5.333	2.000	1.750	9.083	27.333	100.0	127.333				

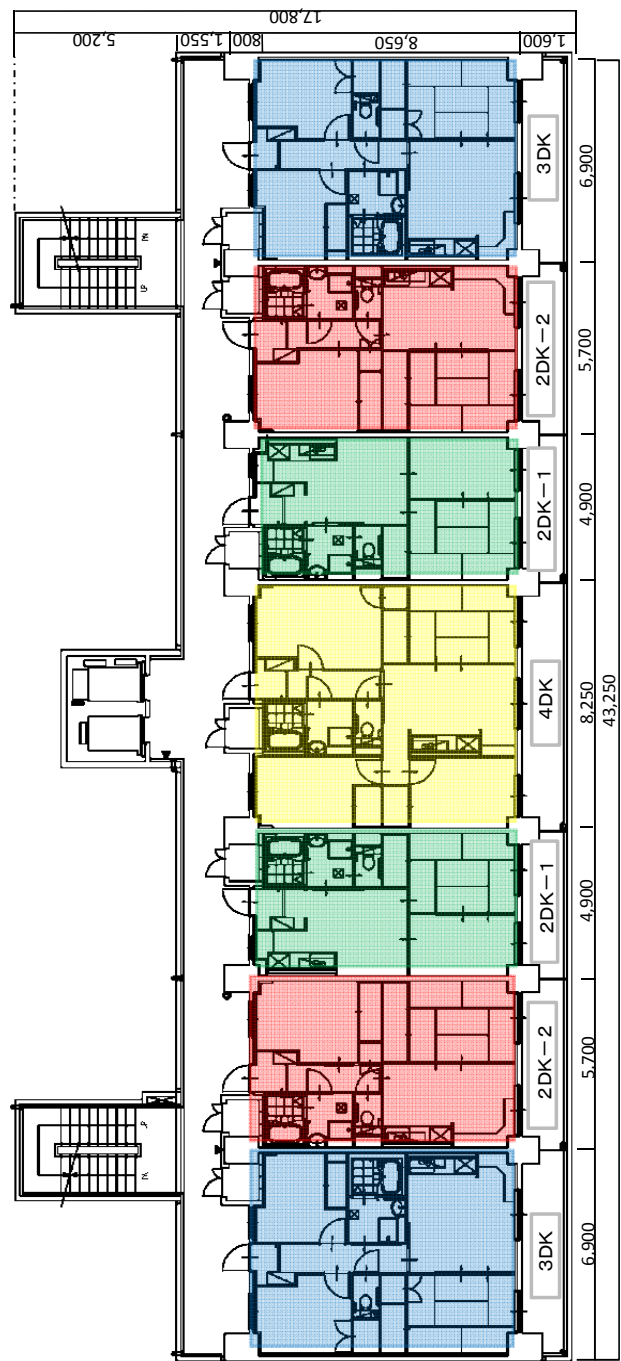




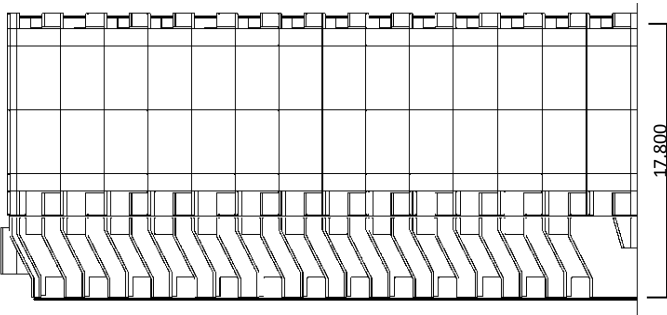
配置図 1/400



1階平面図 1/250

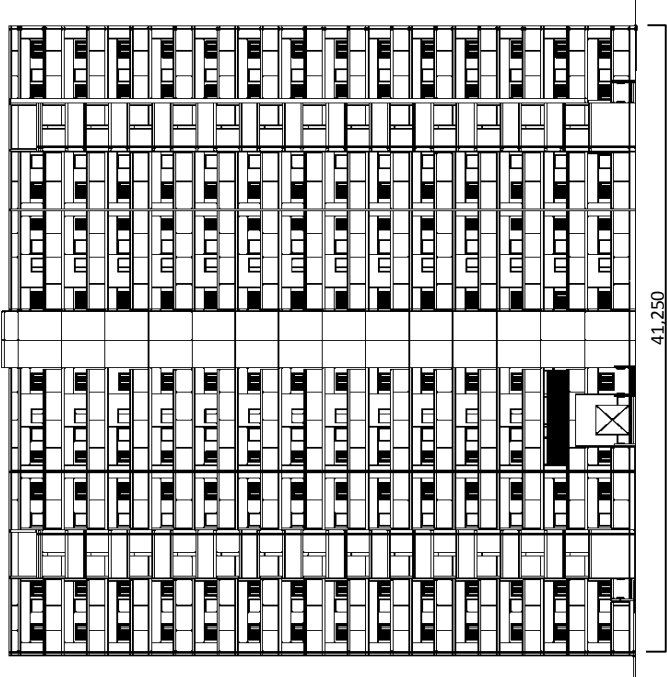


2~14階平面図 1/250

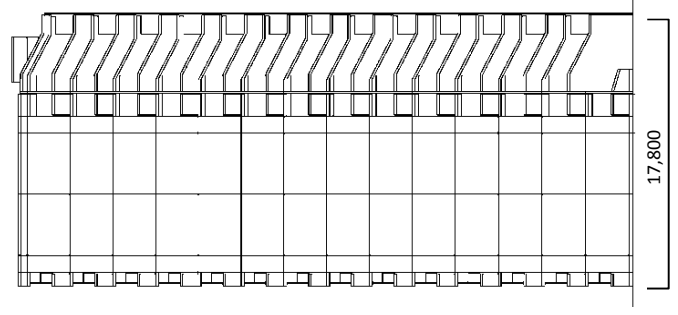


北面, 西面立面图 1/500

41,100



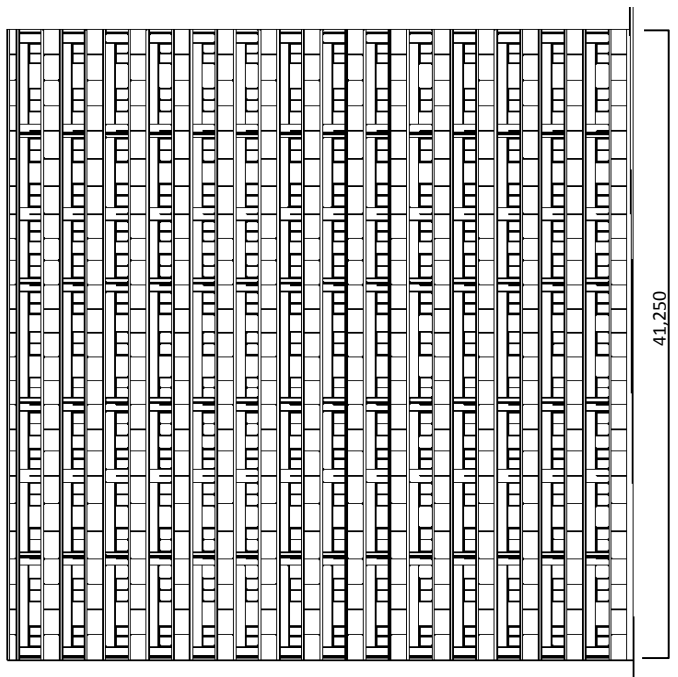
41,250



17,800

南面, 東面立面图 1/500

41,100



41,250

8. 都市公園の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について (議案第20号)

1 理由

本件は、都市公園の管理のかしにより発生した事故による損害賠償の額を決定する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 事件の概要

平成17年5月15日午後2時頃、相手方〇〇〇〇氏(当時3歳)が市内南区柳河内一丁目1番地内の野間大池公園内で遊んでいた際、当該公園内に設置されていた側溝のグレーチング蓋の一部が破損してなくなっていたため、当該箇所に右足が落ち込んで負傷して、損害が生じたものである。

(損害賠償の相手方及び損害賠償額)

損害賠償の相手方	損害賠償額
※個人情報特定される情報については掲載しておりません。	1,872,695 円

都市公園の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

都市公園の管理のかしにより発生した事件による損害賠償の額を決定する必要があるもので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるもの。

(1) 損害賠償の相手方及び損害賠償額

- 住所 ※個人情報特定される情報については掲載しておりません。
- 氏名
- 損害賠償額 1,872,695円

(2) 事件の概要

- 事件発生日時 平成17年5月15日 午後2時頃
- 事件発生場所 福岡市南区柳河内一丁目1番地内の野間大池公園内
- 事件の状況 相手方(当時3歳の男児)が当該公園で遊んでいた際、当該公園内に設置されていた側溝のグレーチング蓋の一部が破損してなくなっていたため、当該箇所に右足が落ち込んで負傷し、損害が生じたもの。
- 損害の程度 右下腿外傷性瘢痕

(3) 損害賠償金の支払い

本市が被保険者である全国市長会が締結する市民総合賠償補償保険の適用により、保険金にて支払い

<事故への対応について>

事故後の措置として、当時、当該箇所については、グレーチング蓋の取り換えを行っている。

事故後、同様の事故が起こらないよう巡回管理の徹底を図るとともに、施設の破損箇所については、速やかに進入禁止措置を行うとともに補修を行っている。



9. 都市公園の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について (議案第21号)

1 理由

本件は、都市公園の管理のかしにより発生した事故による損害賠償の額を決定する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 事件の概要

平成26年10月20日午前9時頃、市内城南区別府三丁目地内の別府北公園内の樹木の根が、同公園に隣接する相手方株式会社ハミングバード所有のマンションの汚水排水管に侵入し、当該汚水排水管を破損するとともに閉塞させていたため、当該マンション内の一室のトイレから汚水が溢水し、当該トイレを汚損し、損害が生じたものである。

(損害賠償の相手方及び損害賠償額)

損害賠償の相手方	損害賠償額
大阪府東大阪市西石切町二丁目3番34号 株式会社 ハミングバード	1,414,800 円

都市公園の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

都市公園の管理のかしにより発生した事件による損害賠償の額を決定する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるもの。

(1) 損害賠償の相手方及び損害賠償額

- 住所 大阪府東大阪市西石切町二丁目3番34号
- 氏名 株式会社 ハミングバード
- 損害賠償額 1,414,800円

(2) 事件の概要

- 事件発生日時 平成26年10月20日 午前9時頃
- 事件発生場所 福岡市城南区別府三丁目地内の別府北公園
- 事件の状況 上記の日時及び場所において、樹木の根が、同公園に隣接する相手方所有のマンションの汚水排水管に侵入し、当該汚水排水管を破損するとともに閉塞させていたため、当該マンション内の一室のトイレから汚水が溢水し、当該トイレを汚損し、損害が生じたもの。

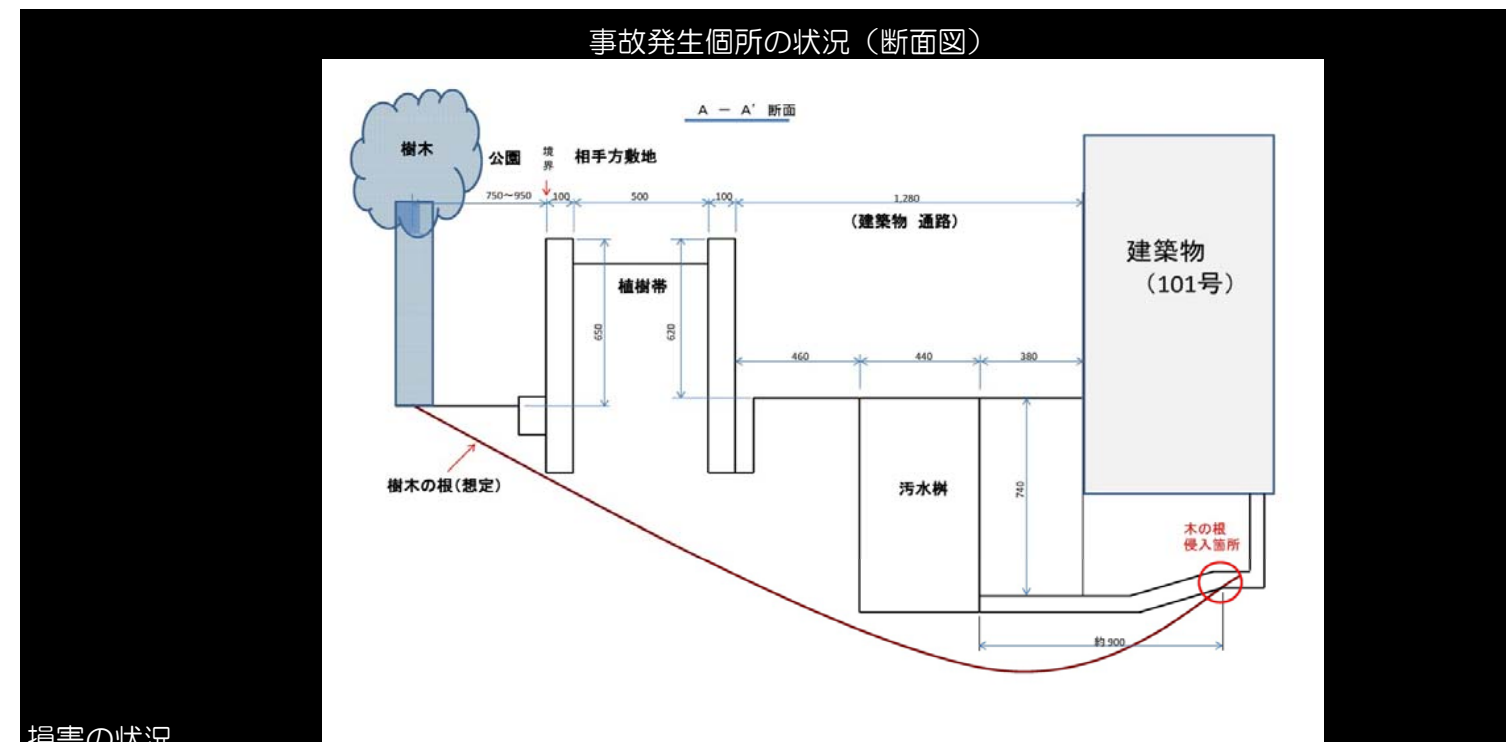
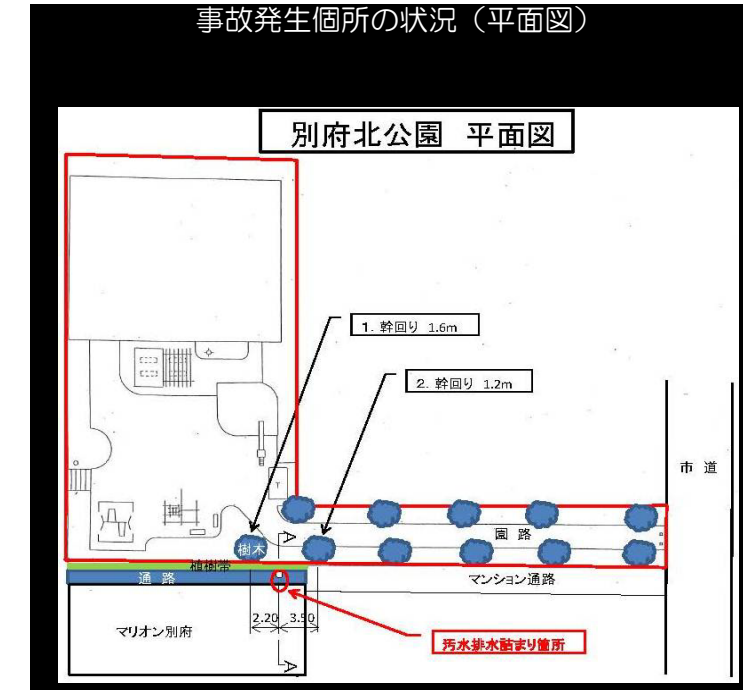
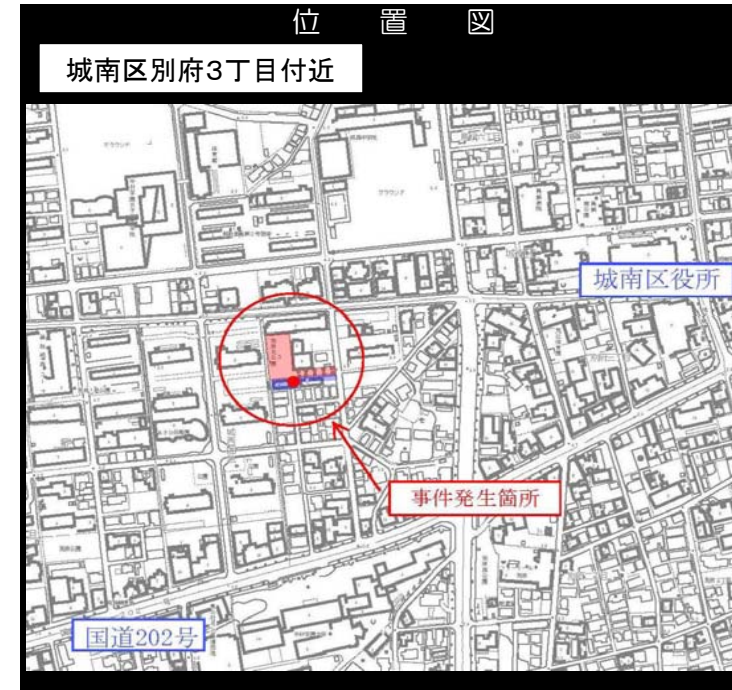
- 損害の程度 汚水排水管の破損及び閉塞、便所室内の汚損

(3) 損害賠償金の支払い

本市が被保険者である全国市長会が締結する市民総合賠償補償保険の適用により、保険金にて支払い

<今後の対応について>

今後、公園内の樹木については、公園に隣接する建物などの周辺の状況や、樹木の種類、植栽の間隔等を考慮し、植栽していく。



損害の状況

